

ケーブルフォン契約約款

2010年9月1日版

第1章	総則	4
	第1条 (約款の適用)	4
	第2条 (約款の変更)	4
	第3条 (用語の定義)	4
	第4条 (通話以外の通信の取り扱い)	4
第2章	電話サービスの種類	5
	第5条 (電話サービスの種類)	5
第3章	電話サービスの提供区域	5
	第6条 (電話サービスの提供区域)	5
第4章	契約	5
	第1節 ケーブルフォンに係る契約	5
	第7条 (契約の単位)	5
	第8条 (契約者回線の終端)	5
	第9条 (ケーブルフォン契約の申込の方法)	5
	第10条 (ケーブルフォン契約申込の承諾)	6
	第11条 (電話番号)	6
	第12条 (請求による電話番号の変更)	6
	第13条 (ケーブルフォン利用権の譲渡の禁止)	6
	第14条 (債権譲渡)	6
	第15条 (契約者回線の利用の一時中断)	6
	第16条 (契約者が行うケーブルフォン契約の解除)	6
	第17条 (当社が行うケーブルフォン契約の解除)	6
第5章	端末設備の提供等	7
	第18条 (端末設備の提供)	7
	第19条 (端末設備の移転)	7
	第20条 (端末設備の撤去)	7
第6章	付加機能	7
	第21条 (付加機能の提供)	7
	第22条 (付加機能の利用の一時中断)	7
第7章	利用中止及び利用停止	7
	第23条 (利用中止)	7
	第24条 (利用停止)	8
第8章	通話	8
	第1節 通話の種類等	8
	第25条 (通話の種類)	8
	第26条 (相互接続通話)	8
	第2節 通話利用の制限	8
	第27条 (通話利用の制限)	8
	第28条 (通話時間等の制限)	8
	第3節 発信者電話番号通知	9
	第29条 (発信者電話番号通知)	9
	第4節 通話の品質	9
	第30条 (通話の品質)	9
第9章	料金など	9
	第1節 料金及び工事に関する費用	9
	第31条 (料金の適用)	9
	第2節 料金等の支払義務	9
	第32条 (基本料金等の支払義務)	10
	第33条 (通話料金の支払義務)	10
	第34条 (電話番号変更及び維持管理料金の支払義務)	10
	第35条 (工事費の支払い義務)	10
	第3節 料金の計算及び支払い	10
	第36条 (基本料金等の計算方法)	10
	第37条 (通話に関する料金の計算方法等)	10

第4節 割増金及び延滞利息	11
第38条 (割増金)	11
第39条 (延滞処理)	11
第40条 (端数処理)	11
第5節 相互接続通話の料金の取り扱い等	11
第41条 (相互接続通話の料金の取り扱い)	11
第10章 保守	12
第42条 (契約者の維持責任)	12
第43条 (契約者の切分責任)	12
第44条 (修理又は復旧の順位)	12
第11章 損害賠償	12
第45条 (責任の制限)	12
第46条 (免責)	13
第12章 雑則	13
第47条 (他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結)	13
第48条 (契約者の氏名等の通知)	13
第49条の2 (契約者に係る情報の取り扱い)	13
第50条 (技術資料の閲覧)	14
第51条 (承諾の限界)	14
第52条 (利用上の制限)	14
第53条 (利用に係る契約者の義務)	14
第54条 (番号情報の提供)	14
第13章 附帯サービス	15
第55条 (電報サービスの利用等)	15
第56条 (電話帳)	15
第57条 (フリーダイヤル)	15
第58条 (電話番号案内)	15
第59条 (電話番号案内料金の支払義務)	15
料金表	16
通則	16
第1 基本料金	16
1 適用	16
2 料金額	16
3 料金の減額	16
第2 通話に関する料金	16
1 適用	16
2 料金額	18
2-1 一般通話に係るもの	18
2-1-1 県内通話に係るもの	18
2-1-2 県外通話に係るもの	18
2-2 PHS事業者との相互接続通話に係るもの	19
2-3 携帯・自動車電話事業者との相互接続通話に係るもの	19
2-3-1 グループ1	19
2-3-2 グループ2	19
2-3-3 グループ3	19
2-3-4 ローミングに係るもの	19
2-4 IP(050)電話事業者との相互接続通話に係るもの	19
2-4-1 別に定めるIP電話事業者への通話に係るもの	19
2-5 国際通話に係るもの	22
2-6 特定衛星端末との音声通信に係るもの	22
通話料別表	23
第3 電話番号変更料	24
第4 番号維持管理料金	24
1 適用	24
2 番号維持管理料金の額	24

第5	電話番号案内料金	24
第6	電話サービスの工事に関する費用	24
1	本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合	24
2	本サービスの解除又は付加機能の廃止に関する工事の場合	24
3	契約者回線の移転、その他の請求に基づく工事の場合	24
第7	付加機能使用料	25
1	付加機能の種類等	25
2	付加機能使用料の減額	28
3	付加機能群による提供	29
第8	電話帳への掲載取り扱い手数料	29
第9	料金明細内訳書の発行手数料	29
第10	地位の承継処理に伴う手数料	29
第11	番号ポータビリティに関する手数料	29
第12	延滞処理に伴う手数料	29
第13	機器損害金	29
1	適用	29
2	損害金の額	29
第14	ユニバーサルサービスに関する料金	30
別記		31
1	電話サービス提供区域	31
2	契約者の氏名等の変更	31
3	契約者の地位の承継	31
4	契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	31
5	契約者からの電気の提供	31
6	相互接続通話の料金の取り扱い	31
7	当社の維持責任	32
8	自営端末設備の接続	33
9	自営端末設備に異常がある場合等の検査	33
10	自営電気通信設備の接続	33
11	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	33
12	番号ポータビリティ	33
13	料金明細内訳書の発行	33
14	天気予報サービス及び時報サービス	33
15	領収書の発行	34
16	電話帳	34
17	特定協定事業者	34
18	他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結	34
19	料金表、第2 通話に関する料金、2 料金額、2-1 一般通話に係るもので定める特定事業者	34
20	料金表、第2 通話に関する料金、2 料金額、2-3 携帯・自動車電話事業者との相互接続通話に係る 携帯・自動車電話事業者	34
21	料金表、第2 通話に関する料金、22 料金額、2-4 I P (050) 電話事業者との相互接続通話に係る I P (050) 電話事業者	34
22	合意管轄	34
23	準拠法	35
24	言語	35
25	料金の支払方法	35
26	契約者に関する情報	35

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このケーブルフォン契約約款（料金表を含め、以下「約款」といいます。）及び当社が別に定めるところにより、電話サービスを提供します。

2 前項のほか、当社は、電話サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 (用語の定義)

この約款で使用する用語の意味は、つぎのとおりとします。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 通話	おおむね3.1KHzの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 IP電話網	主として通話の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより、伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。）
5 電話サービス	IP電話網を使用して行う電気通信サービス
6 特別事業者	当社および特定事業者の一部にケーブルフォンを提供する電気通信事業者。 具体的には株式会社テクノロジーネットワークスを指す
7 電話サービス取扱局	(1) 電気通信設備を設置し、それにより電話サービスを提供する当社の事業所 (2) 電話サービスの契約事務を行う当社の事務所
8 電話サービス取扱所	電話サービスの契約事務を行う当社の事務所
9 ケーブルフォン契約	当社から電話サービスの提供を受けるための契約
10 契約者	当社とケーブルフォン契約を締結している者
11 契約者回線	ケーブルフォン契約に基づいて電話サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
12 契約者回線等	(1) 契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
13 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
14 端末機器	端末機器の技術基準適合認定に関する規則（昭和60年郵政省令第29号）第3条で定める種類の端末設備の機器
15 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
16 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
17 新聞社	つぎの基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
18 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者。
19 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（17欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース若しくは情報（広告を除く）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

20 相互接続点	当社もしくは特別事業者と、当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
21 協定事業者	当社もしくは特別事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
22 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
23 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供確保のための負担金にあてるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が契約者に請求する料金

第4条（通話以外の通信の取り扱い）

電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

第2章 電話サービスの種類

第5条（電話サービスの種類）

当社が提供する電話サービスには、次の種類があります。

電話サービスの種類	電話サービスの内容
ケーブルフォン	当社が、電話サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供する電話サービス

第3章 電話サービスの提供区域

第6条（電話サービスの提供区域）

当社の電話サービスは、別に定める電話サービス提供区域において提供します。

第4章 契約

第1節 ケーブルフォンに係る契約

第7条（契約の単位）

当社は、契約者回線1回線ごとに1のケーブルフォン契約を締結します。この場合、契約者は、1のケーブルフォン契約につき1人に限ります。

第8条（契約者回線の終端）

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離の地点に、保安器又は配線盤等を設置し契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

第9条（ケーブルフォン契約の申込の方法）

ケーブルフォン契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を電話サービス取扱所に提出していただきます。この場合当社所定の工事費をお支払いいただきます。

第10条（ケーブルフォン契約申込の承諾）

当社は、ケーブルフォン契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、ケーブルフォン契約の申込みを承諾しないことがあります。また、当社は承諾後においても次の各号に該当する事項が判明した場合は、違約の責めを負うことなくその承諾を取り消すことができるものとします。

- (1) 契約者回線を設置すること若しくは保守すること又はケーブルフォンを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) ケーブルフォン契約の申込みをした者が、ケーブルフォンの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) 料金等のお支払い方法について、ケーブルフォン契約の申込みをした者が当社の定める方法に従っていただけない場合
- (4) ケーブルフォン契約の申込みをした者が、この約款に違反する恐れがあると認められる場合
- (5) ケーブルフォン契約の申込みをした者が記載した契約申込書に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合
- (6) ケーブルフォン契約の申込みをした者が、未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
- (7) ケーブルフォン契約の申込みをした者が、ケーブルフォン若しくは当社が提供する他のサービスの利用停止をされている又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第11条（電話番号）

ケーブルフォンの電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電話番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

第12条（請求による電話番号の変更）

契約者は、迷惑電話（いたづら、いやがらせやその他これに類する通話であって、現にその通話の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）又は間違い電話（現に使用している電話番号に対して、反復継続して誤って接続される通話をいいます。）を防止するために、電話番号の変更を希望するときは、電話サービス取扱所に対し、当社指定の書面によりその請求をしていただきます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は第10条（ケーブルフォン契約の申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
本条に基づく電話番号の変更は有料とし、当社所定の電話番号変更料金をお支払いいただきます。

第13条（ケーブルフォン利用権の譲渡の禁止）

契約者がケーブルフォン契約に基づいて電話の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第14条（債権譲渡）

契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第15条（契約者回線の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線及び電話番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

この場合、当社所定の番号維持管理料金をお支払いいただきます。

- 2 契約者は、利用の一時中断を希望する場合、当社所定の方法により申し込むものとします。また、その期間を変更する場合も同様とします。

第16条（契約者が行うケーブルフォン契約の解除）

契約者は、ケーブルフォン契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第17条（当社が行うケーブルフォン契約の解除）

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 第24条（利用停止）の規定によりケーブルフォンの利用の全部又は一部を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 契約者が第24条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前号の規定にかかわらず、電話の利用停止をしないでそのケーブルフォン契約を解除することがあります。
- (3) 電気通信回線の地中化または集合住宅一括TV加入の契約解除等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でケーブルフォンの継続ができないとき。
- (4) 当社が、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったとき。
- (5) 申込内容に虚偽の記載があった場合
- (6) 料金等の支払い方法について当社の定める方法に従っていただけない場合

- 2 当社は、前項の規定によりそのケーブルフォン契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことをお知らせします。

- 3 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。

ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

また、契約者は、当社が宅内に当社機器を設置した場合、直ちに当社機器を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める機器損害金を請求します。

- 4 契約者は契約解除した後でも、解除前に生じた契約者の補償責任、未払い料金、ならびに負うべき義務は失効しないものとします。

- 5 第1項の(1)(2)の規定によりその契約を解除した後、再度ケーブルフォンの契約申込があった場合、当社は次のすべてを満たす場合に限り契約解除を取り消すことができます。

- (1) 契約解除の日から3ヶ月以内であるとき。
- (2) 同一の電話番号の取得が可能であるとき。
- (3) 契約解除に至る第24条の1項の事由が解消されたと認められるとき。
- (4) 契約解除の日から再度サービスが提供される日までの期間を利用休止の期間とみなし、その期間の基本料金等の支払いに契約者が応じるとき。

第5章 端末設備の提供等

第18条 (端末設備の提供)

当社は、その契約者回線について端末設備を提供します。

ただし、地域事情、建物状況により、端末設備を提供しない場合があります。

第19条 (端末設備の移転)

当社は、契約者から請求があったときには、正当な理由に限り、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第20条 (端末設備の撤去)

当社は、契約者から契約者回線の利用の一時中断及び契約の解除の請求があったときは、当社が提供する端末設備の撤去を行うことができます。

第6章 付加機能

第21条 (付加機能の提供)

当社は、契約者から請求があった時は、次の場合を除いてその契約者回線について別に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求した契約者が第24条(利用停止)の規定により電話サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (4) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第22条 (付加機能の利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があった時は、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第7章 利用中止及び利用停止

第23条 (利用中止)

当社は、次の場合には、電話サービスの利用の全部又は一部を中止することがあります。

- (1) 当社の業務上若しくは電気通信設備の保守、工事上又は電話サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 特定の契約者回線等から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) 第27条(通話利用の制限)の規定により、通話利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、業務上やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 第1項に規定する場合のほか、電話サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その電話サービスの利用を中止することがあります。

第24条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（その電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その電話サービスの利用の全部又は一部を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
- (2) 契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 第53条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 契約者回線を電話サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めたとき。
- (5) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 自営端末設備に異常がある場合等の検査若しくは自営電気通信設備に異常がある場合等の検査について当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (7) 前各号のほか、この約款に違反する行為、電話サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- (8) 料金その他の債務について、支払を怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

2 当社は、前項の規定により、電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第8章 通話

第1節 通話の種類等

第25条 (通話の種類)

通話には次の種類があります。

種類	内容
1 一般通話	2以外の通話
2 相互接続通話	相互接続点を経由する通話

第26条 (相互接続通話)

相互接続通話は、相互接続協定に基づき、当社および特別事業者が定めた通話に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通話を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

第2節 通話利用の制限

第27条 (通話利用の制限)

当社はもしくは特別事業者は、通話が著しくふくそうし、通話の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通話の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通話を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

<p>機関名</p> <p>気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関</p> <p>通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関</p> <p>水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社、放送事業者及び通信社の機関</p> <p>預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関</p>
--

- 2 通話が著しくふくそうしたときは、通話が相手先に着信しないことがあります。
- 3 前2項に規定するほか、契約者は、当社、特別事業者、協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る契約者回線等を使用することができない場合においては、その電話サービスを利用できないことがあります。

第28条 (通話時間等の制限)

前条の規定による場合のほか、当社は、通話が著しくふくそうするときは、通話時間又は特定の地域の契約者回線等への通話の利用を制限することがあります。

第3節 発信者電話番号通知

第29条 (発信者電話番号通知)

契約者回線から契約者回線等への通話については、その契約者回線の電話番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通話については、この限りではありません。

- (1) 通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話
- (2) 発信電話番号を非通知としている契約者回線から行う通話
(通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通話を除きます。)
- (3) その他当社が別に定める通話

- 2 当社は、前項にかかわらず、電話サービスの契約者回線から、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通話を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び契約者回線に係る終端の場所を、特別事業者が提供する緊急通報用電話を介して、その着信先の機関へ原則通知します。ただし、通話の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。

(注) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線の電話番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

- 3 当社は、電話番号を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、第45条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第4節 通話の品質

第30条 (通話の品質)

通話の品質については、その電話サービスの利用形態等により変動する場合があります。

第9章 料金など

第1節 料金及び工事に関する費用

第31条 (料金の適用)

当社が提供する電話サービスの料金は、基本料金等（基本料及び付加機能使用料およびユニバーサル料をいいます。以下同じとします。）、通話に関する料金、電話番号変更料金、電話番号維持管理料金、電話番号案内料金、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、この約款及び別に定めるところによります。

- 2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

第32条 (基本料金等の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、又は付加機能の提供を開始した日の翌日から起算して契約の解除又は付加機能の廃止があった日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、一日間とします。）について、この約款及び別に定めるところにより、基本料金等をお支払いいただきます。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金等の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金等（ユニバーサルサービス料は除く）の支払いを要しません。ただし、第33条（通話料金の支払義務）の規定による通話料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金等の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合をのぞき、電話サービスを利用できなかった期間中の基本料金等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻または契約者の施設に立入る必要がある場合は立入り可能となった時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻又は契約者の施設に立入る必要がある場合は立入り可能となった時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第33条（通話料金の支払義務）

契約者は、その契約者回線から行った通話（その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。以下同じとします。）についての約款及び別に定めるところにより、通話に関する料金の支払いを要します。

- 2 相互接続通話の料金の支払い義務については、前項の規定にかかわらず、第5節（相互接続通話の料金の取り扱い等）に規定するところによります。
- 3 契約者（相互接続通話の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通話料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、次の方法により算定した料金の額をお支払いいただきます。算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額の料金額の支払を要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
 - （1）過去1年間の実績を把握することができる場合、機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する月の前12ヶ月の各月における1契約者回線あたりの1日平均の通話料金が最低なる値に、算定できなかつた期間の日数と正しく算定できなかつた契約者回線数を乗じて得た額。
 - （2）（1）以外の場合、把握可能な実績に基づき前号に準じて算出した額。

第34条（電話番号変更及び維持管理料金の支払義務）

契約者は、第12条（請求による電話番号の変更）による電話番号の変更請求及び第15条（契約者回線の利用の一時中断）による契約者回線の利用の一時中断をした時は、料金表に定める手数料の支払いを要します。

第35条（工事費の支払い義務）

契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、当社が別に定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算及び支払い

第36条（基本料金等の計算方法）

当社は、基本料金等のうち月額で定める料金（以下この条において「月額料金」）を暦月に従って計算します。

- 2 契約者は次の場合において料金表に規定する基本料金等の支払いを要します。
 - （1）当社がケーブルフォンの提供を開始した日が属する月の翌月分、又は付加機能、端末設備の提供を開始した日が属する月の翌月分からの月額料金。
 - （2）契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があった日の属する月の月額料金。
 - （3）契約者回線、付加機能又は端末設備の提供を開始した同月にその契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があった月の月額料金。
 - （4）契約の種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少のあった日が属する月の翌月分から適用します。

第37条（通話に関する料金の計算方法等）

当社は、通話に関する料金を暦月に従って計算します。

- 2 通話料金の算定は、料金表によります。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、通話料金算定の起算日を変更することがあります。
- 4 当社は、通話料金については通話の種類にかかわらずそのすべての料金を合計した額により、支払いを請求します。

第4節 割増金及び延滞利息

第38条 (割増金)

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。

第39条 (延滞処理)

契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分をあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、別に定める延滞手数料を加算して当社にお支払いいただきます。

- 2 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社にお支払いいただきます。

第40条 (端数処理)

当社は、料金その他（消費税を含みます。）の計算において、その計算結果の合計額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てします。

第5節 相互接続通話の料金の取り扱い等

第41条 (相互接続通話の料金の取り扱い)

契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通話に関する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、相互接続通話に係る料金の設定又はその請求については、当社、特別事業者、協定事業者のいずれかが行うものとし、接続形態別の具体的な取り扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。
- 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通話の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社および特別事業者は、その譲渡を承諾します。

第10章 保守

第42条 (契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第43条 (契約者の切分責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は電話サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験をおこない、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第44条 (修理又は復旧の順位)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第27条（通話利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通話を確保するため、つぎの順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務をおこなう金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

第45条 (責任の制限)

当社は、電話サービスを提供すべき場合において、当社および特別事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その電話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻、又は契約者の施設に立入る必要がある場合には立入可能となった時刻のどちらか遅い方から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻、又は契約者の施設に立入る必要がある場合には立入可能となった時刻のどちらか遅い方以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 料金表（基本料金）に規定する基本料金等
 - (2) 料金表（通話料金）に規定する通話料金のうち、電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日に属する料金月の前6料金月における1日あたりの平均通話料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）を契約者回線で除した額に、電話サービスを全く利用できない状態にある契約者回線数とその日数を乗じて算出した額。
 - (3) 相互接続通話（中継事業者等に係わるものに限ります。）に係わる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通話に関する料金（当社又はその通話に係わる協定事業者の課金資料に基づき、第2号の場合と同様に算出します。）
 - (4) 料金表（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料
- 3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により電話サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第46条（免責）

当社は、電話に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、契約者に関する土地、建物その他の工作物に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
ただし、当社の技術的条件等により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定にかかる部分に限り負担します。
- 3 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

第12章 雑則

第47条（他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結）

契約申込みの承諾を受けた者は、当社が別に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款及び料金表の規定に基づいて、その電気通信事業者と、当社が別に定める電話等利用契約を締結したこととなります。

ただし、契約申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者との電話等利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により電話等利用契約を締結した契約者は、その契約者回線において該当する電気通信事業者にかかる電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款及び料金表に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。
ただし、契約者が、当社が別に定める電気通信事業者との電話等利用契約のなかで、付加機能の利用等、特別な契約を締結している場合は、電気通信サービスの利用の有無にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款及び料金表に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

第48条（契約者の氏名等の通知）

当社は、他の協定事業者へ、契約者の氏名、住所及び電話番号等を通知することがあります。

- 2 当社は、契約者回線等から相互接続通話を行う場合に、その契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を、特別事業者およびその相互接続通話に係る協定事業者に通知します。

第49条の2（契約者に係る情報の取り扱い）

当社は、サービスを提供するために必要な契約者にかかる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、契約の申込をしようとする者及び、契約者が当社に連絡する被紹介者についても、契約者に準じて取り扱います。

- 2 前項より、収集し知り得た契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、及びその他当社が別に定める契約者に関する情報を、当社は、次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。
 - （1）サービスの提供を開始、継続、又は終了（カスタマーセンター対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
 - （2）当社が提供するサービス（電話サービス、インターネット接続サービス、有線テレビジョン放送サービス及び、それぞれの付加機能、追加サービス等を含みます。）の契約促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - （3）サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
 - （4）契約者から個人情報の取り扱いに関して、新たな同意を求めるとして利用する場合
 - （5）契約者が警察機関（海上保安庁を含みます。以下同じとします。）又は消防機関に緊急通報を行った際、特別事業者が提供する緊急通報電話を介して、その着信先の機関に契約者に関わる情報を通知するた為に利用する場合
- 3 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を特別事業者に開示する場合があります。
- 4 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
- 5 当社は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
 - （1）本人の同意がある場合
 - （2）契約者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で銀行、クレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合
 - （3）裁判官の発付する令状により強制処分として搜索・押収等（刑事訴訟法第218条）がなされる場合
 - （4）法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項等）がなされた場合その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
 - （5）人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - （6）契約者が警察機関又は消防機関に緊急通報を行った際、特別事業者が提供する緊急通報電話を介して、その着信先の機関に、契約者に係る情報を通知する場合
 - （7）この約款で特段規定している場合
 - （8）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で認められている場合

第50条（技術資料の閲覧）

当社は、当社が指定する電話サービス取扱所において、電話サービスを利用するうえで参考となる別表の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第51条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事、その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求した契約者にお知らせします。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第52条（利用上の制限）

契約者は、コールバックサービス（日本国から日本国外へ発信する通話を、外国から発信する形態に転換することによって通話を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で通話を行ってはなりません。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から日本国内宛に継続して通話の請求が行われ、契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が通話に係る通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第53条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

- （1）当社が契約に基づき設置した電気通信設備（当社が宅内に設置した機器を含みます。以下この条において同じとします。）を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - （2）故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通話の伝送交換又は電話サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - （3）故意に多数の不完了呼を発生させる等、通話のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - （4）当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - （5）当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用をお支払いいただきます。
- 3 当社は、電話サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関して責任を負うものとします。
- 4 契約者は、当社又は当社の指定する業者が電気通信設備の調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等への立ち入りを求めた場合は、協力するものとします。

第54条（番号情報の提供）

当社は、当社が特別事業者から提供を受けた番号に関する番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（電話帳掲載及び電話番号案内を省略することとなった契約者回線の情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、特別事業者を介して番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。

- 2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等に提供します。

（注1）本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

（注2）当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、西日本電信電話株式会社に対し、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行うよう請求します。

第13章 附帯サービス

第55条（電報サービスの利用等）

契約者は、特別事業者および特定協定事業者の契約約款の定めに基づく電報サービスを利用することができます。

- 2 契約者は、前項の規定により電報サービスを利用した場合に生じた債権を当社が特定協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 前項の規定により当社が特定協定事業者から譲り受けた債権額は、特定協定事業者の料金表の定めに基づいて算定した額とし、その他の取り扱いについては、この約款の定めるところによります。

第56条（電話帳）

当社は、契約者から請求があったときは、別に定めるところにより、電話帳（当社が別に定める特定協定事業者が発行する電話帳をいいます。）の掲載を行います。

第57条（フリーダイヤル）

当社の契約者回線から特定協定事業者の地域指定着信課金通話契約者に相互接続通話を行った場合、相互接続通話にかかる料金については、特定協定事業者がその地域指定着信課金通話契約者に請求するものとし、料金に関するその他の取り扱いについては、この約款の規定にかかわらず、特定協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによります。

第58条（電話番号案内）

契約者は、特定協定事業者の契約約款の定めに基づく電話番号案内サービスを利用することができます。

第59条（電話番号案内料金の支払義務）

契約者が電話番号案内を利用した時は、料金表に定める番号案内料の支払いを要します。

料金表

通則

(料金表の適用)

1 電話サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2 当社は、電話サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(消費税相当額の加算)

3 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、この料金表に規定する額の請求合計額に消費税相当額を加算した額とします。この場合、通話ごとの通話料の算定にあたっては、個々の通話ごとの端数処理（切捨て）をしません。また、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

ただし、国際通話に係る通話料については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容							
利用種別等の適用	ア 当社は、ケーブルフォン契約について、次の利用種別の認定を行いその種別により回線使用料等を適用します。							
	<table border="1"> <tr> <td>住宅用</td> <td>その契約者回線の契約者名義が、個人であるもの</td> </tr> <tr> <td>事務用</td> <td>住宅用以外のもの</td> </tr> </table>	住宅用	その契約者回線の契約者名義が、個人であるもの	事務用	住宅用以外のもの			
	住宅用	その契約者回線の契約者名義が、個人であるもの						
	事務用	住宅用以外のもの						
	イ 利用種別の認定は、当社が行います。							
	ウ 当社が提供する利用種別は住宅用のみとします。							
エ 当社は、次表のとおり契約者回線の区別を定めます。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プッシュ回線用</td> <td>その契約者回線に接続する端末設備から、押しボタンダイヤル信号により発信できるもの</td> </tr> <tr> <td>ダイヤル回線用</td> <td>プッシュ回線用以外のもの</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>当社は、契約者回線については、契約者からの申出がない限り、プッシュ回線用のものを提供します。</td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	プッシュ回線用	その契約者回線に接続する端末設備から、押しボタンダイヤル信号により発信できるもの	ダイヤル回線用	プッシュ回線用以外のもの	備考	当社は、契約者回線については、契約者からの申出がない限り、プッシュ回線用のものを提供します。
区別	内容							
プッシュ回線用	その契約者回線に接続する端末設備から、押しボタンダイヤル信号により発信できるもの							
ダイヤル回線用	プッシュ回線用以外のもの							
備考	当社は、契約者回線については、契約者からの申出がない限り、プッシュ回線用のものを提供します。							

2 料金額

1 契約者回線ごとに月額

区分	料金額
ケーブルフォン	住宅用 1,330円 (税込 1,396円)

3 料金の減額

1 人の住宅用の契約者が2回線以上の住宅用の契約者回線を契約する場合は、2回線目に限り基本料金を665円減額します。

第2 通話に関する料金

1 適用

(1) 相互接続通話の料金の適用	第41条（相互接続通話の料金の取り扱い）の規定に基づき、当社が請求する相互接続通話(携帯・自動車電話事業者に係わる別に定める相互接続通話を除く。)に係わる料金額は、当社、特別事業者、協定事業者の電話サービスの提供区間を合わせて、当社が設定します。
(2) 単位料金区域の設定	当社は、当社が別に定めるところにより、単位料金区域（その区域内の契約者回線からの区域外通話の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる通話地域間距離を算定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。）を定めます。
(3) 県内通話の適用	同一都道府県の区域への通話。都道府県の区域とは、郵政省令第24号（平成11年7月1日施行）によって定められた区域をいい、行政区分上の都道府県と異なる場合があります。

(4) 県外通話の適用	上記(3)以外の通話												
(5) 区域内通話の適用	同一の単位料金区域への通話												
(6) 隣接区域内通話の適用	1の単位料金区域とその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域への通話												
(7) 区域外通話の適用	上記(5)、(6)以外の通話												
(8) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用	<p>ア 「昼間」、「夜間」及び「深夜・早朝」とは、次の時間帯をいいます。 ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼 間</td> <td>午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>午後7時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前0時から午前8時まで及び 午後11時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 「土曜日・日曜日・祝日」とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間帯	昼 間	午前8時から午後7時までの間	夜 間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び 午後11時から午後12時までの間	区分	時間帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間
区分	時間帯												
昼 間	午前8時から午後7時までの間												
夜 間	午後7時から午後11時までの間												
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び 午後11時から午後12時までの間												
区分	時間帯												
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間												
(9) 通話地域間距離	<p>通話地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 当社が別に定めるところにより、全国の区域を一辺2kmの正方形に区分し、その区分した区画(以下「方形区画」といいます。)にそれぞれの縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ 当社は、通話地域間距離の測定のための起算点となる方形区画（相互接続通話に係わるものについては、協定事業者の事業所のある場所に基づき当社が指定する方形区画とします。）を、別に定めるところにより指定します。</p> <p>ウ 通話地域間距離は、双方の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に1km未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。</p> <div style="text-align: center;">  $\left[\begin{array}{c} \text{縦軸の方形区画} \\ \text{番号の数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸の方形区画} \\ \text{番号の数差} \times 2 \end{array} \right]^2 = \text{通話地域間}$ </div>												
(10) 通話に関する料金の減免	<p>次の通話については、第33条(通話料金の支払義務)第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 緊急通報用電話(110番、118番又は119番)への通話</p> <p>イ 電気通信サービスに関する問合せ、申込等のためにそれぞれの業務を行う電話サービス取扱所及び電話サービス取扱局に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話</p> <p>ウ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する災害用伝言ダイヤル(171番)への通話</p>												
(11) 通話時間の測定	<p>通話時間は、つぎのように測定します。</p> <p>通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態(着信の信号を受けて着信者が送受話器を上げたときとします。)にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けて、その通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p>												
(12) 通話料金の算定方法	通話料金の額は、当社の電話サービス契約約款において通話料金の支払義務に規定する通話について、(11)欄の規定により測定した通話時間と2(料金額)とに基づいて算定します。												
(13) 大口通話料金の月額料金	1契約者回線について、1番号あたり暦月通話料金(契約者間通話等の通話料金等の月額割引を利用している場合の定額料は含みません。)が8,000円以上40,000円未満の場合は、その月の月額通話料金の8%に相当する額を割引、暦月通話料金が40,000円以上の場合には、その月の月額通話料金の10%に相当する額を割引く取り扱いを行います。												
(14) 離島に関する通話料特例	<p>離島(本州、北海道、四国、九州以外をいいます。以下この欄において同じとします。)との間の通話に係る通話料については、次の通りとします。</p> <p>ア 離島にあって当社が指定する単位料金区域の区域内にある契約者回線等とその離島とそれぞれ社会的経済的諸条件及び通話の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する単位料金区域の区域内にある契約者回線等との間の通話については、「隣接区域内通話」に係る料金額を適用します。</p>												

2 料金額

2-1 一般通話に係るもの

2-1-1 県内通話に係るもの

料金種別	料金額			
通話料	区域内通話は、次の秒数までごとに7.9円（税込 8.295円）、隣接区域内通話及び区域外通話は次の秒数までごとに8.5円（税込 8.295円） 契約者相互間通話は0円、当社が別に定める特定事業者の加入電話契約者等との間の通話の場合は、次の秒数までごとに5円（税込 5.250円）			
	昼 間		夜 間	
	平 日	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝	
区域内通話	180 秒	180 秒	180 秒	240 秒
隣接区域内通話	90 秒	90 秒	90 秒	120 秒
区域外通話				
20km まで	90 秒	90 秒	90 秒	120 秒
30km まで	60 秒	75 秒	75 秒	90 秒
60km まで	60 秒	75 秒	75 秒	90 秒
100km まで	45 秒	60 秒	60 秒	90 秒
160km まで	45 秒	60 秒	60 秒	90 秒
160km 超	45 秒	60 秒	60 秒	90 秒

2-1-2 県外通話に係るもの

料金種別	料金額			
通話料	次の秒数までごとに8.5円（税込 8.925円） 当社が別に定める特定事業者の加入電話契約者等との間の通話の場合は、次の秒数までごとに5円（税込 5.250円）			
	昼 間		夜 間	
	平 日	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝	
隣接区域内通話	90 秒	90 秒	90 秒	120 秒
区域外通話				
20km まで	90 秒	90 秒	90 秒	120 秒
30km まで	60 秒	60 秒	60 秒	75 秒
60km まで	45 秒	60 秒	60 秒	75 秒
100km まで	30 秒	45 秒	45 秒	60 秒
160km まで	22.5 秒	30 秒	30 秒	45 秒
160km 超	22.5 秒	30 秒	30 秒	54 秒

2-2 PHS事業者との相互接続通話に係るもの

料金種別	料金額			
通話料	次の秒数までごとに8.5円（税込 8.925円）			
	昼 間		夜 間	
	平 日	土曜日・日曜日・祝日	深夜・早朝	
区域内通話	60 秒	60 秒	60 秒	90 秒
隣接区域内通話	60 秒	60 秒	60 秒	90 秒
区域外通話				
20km まで	60 秒	60 秒	60 秒	90 秒
30km まで	45 秒	45 秒	45 秒	60 秒
60km まで	36 秒	36 秒	36 秒	45 秒
100km まで	14 秒	20 秒	20 秒	23 秒
100km 超	14 秒	14 秒	14 秒	16.5 秒

2-3 携帯・自動車電話事業者との相互接続通話に係るもの

2-3-1 グループ1

別に定める事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通話に係るもの

料金種別	料金額
通話料	60秒までごとに17.5円(税込18.375円)
	距離区分、時間帯、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず

2-3-2 グループ2

別に定める事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通話に係るもの

料金種別	料金額
通話料	60秒までごとに18円(税込18.9円)
	距離区分、時間帯、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず

2-3-3 グループ3

別に定める事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通話に係るもの

料金種別	料金額
通話料	60秒までごとに19.5円(税込20.475円)
	距離区分、時間帯、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず

2-3-4 ローミングに係るもの

携帯・自動車電話事業者が、他の携帯・自動車電話事業者へローミングを行っている場合には、そのローミング先となる他の携帯・自動車電話事業者の契約者回線への通話とみなして、2-3-1から2-3-3に規定する当該通話の料金額を適用します

2-4 IP(050)電話事業者との相互接続通話に係るもの

2-4-1 別に定めるIP電話事業者への通話に係るもの

料金種別	料金額
通話料	3分までごとに9.9円(税込10.395円)
	距離区分、時間帯、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず

2-5 国際通話に係るもの

区 分	料金額 (1分までごとに)
アジア1	30円
アジア2	45円
アジア3	63円
アジア4	72円
アジア5	77円
アジア6	105円
アジア7	107円
アジア8	113円
アジア9	127円
アジア10	130円
アジア11	153円
アジア12	159円
アジア13	213円
アジア14	227円
アジア15	35円
アジア16	60円

アフリカ 1	128 円
アフリカ 2	180 円
アフリカ 3	257 円
アメリカ 1	9 円
アメリカ 2	15 円
アメリカ 3	78 円
アメリカ 4	157 円
アメリカ 5	113 円
アメリカ 6	159 円
アメリカ 7	30 円
アメリカ 8	105 円
アメリカ 9	115 円
アメリカ 10	230 円
オセアニア 1	57 円
オセアニア 2	9 円
オセアニア 3	50 円
オセアニア 4	72 円
オセアニア 5	80 円
オセアニア 6	112 円
オセアニア 7	160 円
ヨーロッパ 1	20 円
ヨーロッパ 2	42 円
ヨーロッパ 3	92 円
ヨーロッパ 4	102 円
ヨーロッパ 5	142 円
ヨーロッパ 6	203 円
備考	
1 各区分における取扱地域等は、別表に定めるところによります。	
2 国際通話の取扱いに関しては、外国の法廷、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。	

別表

区 分	取扱地域
アジア 1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、 香港、台湾
アジア 2	インドネシア共和国、タイ王国
アジア 3	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア 4	マカオ
アジア 5	モンゴル国
アジア 6	インド
アジア 7	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、 Bangladesh 人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、 ラオス人民民主共和国
アジア 8	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、 サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシミテ王国、シリア・アラブ共和国、パーレーン国、 レバノン共和国
アジア 9	東ティモール
アジア 10	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 11	カンボジア王国、ミャンマー連邦

アジア 12	イエメン共和国
アジア 13	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア 14	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア 15	フィリピン共和国
アジア 16	マレーシア
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、 ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、 ケニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、ザンビア共和国、ジブチ共和国、 社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、 セネガル共和国、セント・ヘレナ、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、 中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、 ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、 マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、 モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、 ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ 2	アセンション、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、 シエラレオネ共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、マダガスカル共和国
アフリカ 3	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、 チャド共和国
アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ 2	カナダ
アメリカ 3	サン・ピエール及びミクエロン、メキシコ合衆国
アメリカ 4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ 5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、キューバ共和国、 グアデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、 セントクリストファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントルシア、 タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、 プエルト・リーコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット
アメリカ 6	バハマ国
アメリカ 7	ブラジル連邦共和国
アメリカ 8	ペルー共和国
アメリカ 9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、 ガイアナ協同共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、 スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、 フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ 10	フオー克蘭ド諸島
オセアニア 1	グアム、サイパン
オセアニア 2	ハワイ
オセアニア 3	オーストラリア連邦
オセアニア 4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア 5	ノーフォーク島、パプアニューギニア独立国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア 6	マーシャル諸島共和国
オセアニア 7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、 ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス 領ポリネシア
ヨーロッパ 1	グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ 3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、 オーストリア共和国、オランダ王国、カナリー諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、 サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、 スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、ファロー諸島、 フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、 リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国

ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、 カザフスタン共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、 タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、 ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、 マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、 ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ5	トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国

2-6 特定衛星端末との音声通信に係るもの

区 分	料金額 (1分までごとに)
イリジウム	378 円
インマルサットB	308 円
インマルサットM	364 円
インマルサットminiM/F/BGAN	210 円
インマルサットminiM/F/BGAN (HSD)	686 円
スラヤー	273 円

特定事業者加入電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）

区分	内容															
(1) 定義等	<p>「特定事業者加入電話契約者間通話等の通話料金の月極割引」とは、全ての時間帯における当社契約者と別に定める特定事業者の加入電話契約者、着信用電話契約者の電話番号への通話（以下、特定事業者契約者間通話等といいます。）並びに県内通話（区域内通話を除く。）、県外通話について、契約者の選択により、1契約者回線ごとに料金表 第2 2.料金額の規定により算定した特定事業者契約者間通話等の月間累計額又は料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p>ア 特定事業者契約者間通話等に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="384 465 1425 701"> <tr> <td>料金額の規定により算定したケーブルフォン契約者間通話等の月間累計額</td> <td>月極割引を選択した場合の料金額</td> </tr> <tr> <td>0円から10,000円（税込10,500円）までの部分</td> <td>250円（税込262.5円） 定額料（月額）</td> </tr> <tr> <td>10,000円（税込10,500円）を超える部分</td> <td>左欄に該当する部分の額と同額</td> </tr> </table> <p>イ 県内通話（区域内通話を除く。）に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="384 779 1430 902"> <tr> <th>料金種別</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">通話料</td> <td>3分までごとに…7.9円（税込8.295円）</td> </tr> <tr> <td>距離区分、時間帯、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず</td> </tr> </table> <p>ウ 県外通話に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="384 981 1434 1059"> <tr> <th>料金種別</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <td>通話料</td> <td>3分までごとに…14.8円（税込15.54円）</td> </tr> </table>	料金額の規定により算定したケーブルフォン契約者間通話等の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額	0円から10,000円（税込10,500円）までの部分	250円（税込262.5円） 定額料（月額）	10,000円（税込10,500円）を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額	料金種別	料金額	通話料	3分までごとに…7.9円（税込8.295円）	距離区分、時間帯、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず	料金種別	料金額	通話料	3分までごとに…14.8円（税込15.54円）
料金額の規定により算定したケーブルフォン契約者間通話等の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額															
0円から10,000円（税込10,500円）までの部分	250円（税込262.5円） 定額料（月額）															
10,000円（税込10,500円）を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額															
料金種別	料金額															
通話料	3分までごとに…7.9円（税込8.295円）															
	距離区分、時間帯、土曜日・日曜日・祝日にかかわらず															
料金種別	料金額															
通話料	3分までごとに…14.8円（税込15.54円）															
(2) 承諾	<p>当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった契約者回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア ケーブルフォンの契約者回線</p> <p>イ 通話の料金明細内訳を記録している契約者回線 （当社が別に定める方法により記録しているものに限り。）</p>															
(3) 適用	<p>ア 全時間帯における特定事業者契約者間通話等に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 利用の一時中断があったとき。</p> <p>(イ) ケーブルフォン契約の解除があったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取り扱いについては、次表に規定するとおりとします。</p> <p>この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄の規定に該当する場合は生じたときは、2欄の規定によるものとします。</p> <p>1 契約者回線ごとに</p> <table border="1" data-bbox="376 1794 1430 1989"> <tr> <th>区分</th> <th>月極割引の適用</th> </tr> <tr> <td>1：2以外により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </table>	区分	月極割引の適用	1：2以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。											
区分	月極割引の適用															
1：2以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。															

	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">2: 利用の一時中断又はケーブルフォン契約の解除があったとき。</td> <td>その利用の一時中断日又は契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </table> <p>オ 契約者が、この月極割引を選択している場合であって、第12条（請求による電話番号の変更）に伴い、電話番号が変更となるときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>（ア）電話番号の変更日を含む料金月については、電話番号の変更日までの通話に関する料金に限りこの月極割引を適用します。</p> <p>（イ）契約者が、電話番号の変更後、継続して適用を受ける場合は、当社は、新たな申出として取り扱います。</p> <p>カ 契約者は、この月極割引が適用される料金月において、利用の一時中断、利用停止、電話番号の変更、契約の解除があったときその他電話サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、契約者の責めによらない理由により、電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。</p> <p>キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>（注）定額料については、日割は行いません。</p>	2: 利用の一時中断又はケーブルフォン契約の解除があったとき。	その利用の一時中断日又は契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。
2: 利用の一時中断又はケーブルフォン契約の解除があったとき。	その利用の一時中断日又は契約解除日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。		

第3 電話番号変更料金

区分	電話番号変更料金の額
電話番号変更料金の額	1,000円（税込 1,050円）

第4 番号維持管理料金

1 適用

区分	内容
番号維持管理料金の適用	1の者からの申出又は請求により、第15条（契約者回線の利用の一時中断）の規定により、利用者番号を当該契約者のためにその使用を留保する期間において番号維持管理料金を適用します。

2.番号維持管理料金の額

区分	番号維持管理料金の額
番号維持管理料金の額	月額800円（税込 840円）

第5 電話番号案内料金

区分	電話番号案内料金の額
電話番号案内料金	1電話番号ごとに110円（税込 115.5円）

第6 電話サービスの工事に関する費用

1 本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合

区分	単位	料金額
本サービスの利用開始に関する工事	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の利用開始に関する工事	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2 本サービスの解除又は付加機能の廃止に関する工事の場合

区分	単位	料金額
契約の解除に関する工事	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の廃止に関する工事	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

3 契約者回線の移転、その他の請求に基づく工事の場合

区分	単位	料金額
その他工事	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

第7 付加機能使用料

1 付加機能の種類等

区分	単位	料金額
<p>キヤッチコール機能</p> <p>通話中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通話中の通話を保留し、その着信に应答して通話を行った後再び保留中の通話を行うことができるようになる機能</p>	<p>1 契約者回線ごとに</p>	<p>月額 200 円 (税込 210 円)</p>
備考	<p>契約者回線に提供します。</p>	
<p>番号ディスプレイ機能</p> <p>この機能を利用する契約回線へ通知される発信電話番号等を受信することができる機能</p>	<p>1 契約者回線ごとに</p>	<p>月額 200 円 (税込 210 円)</p>
備考	<p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能を利用する契約者回線へ通知される発信電話番号等を受信することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	
<p>リレーフォン機能</p> <p>その契約者回線に着信する通話を、自動的に、又はその着信に应答後電話機のフックボタン等の操作により、あらかじめ指定された他の契約者回線等(当社が別に定めるもの)に転送することができる機能</p>	<p>1 契約者回線ごとに</p>	<p>月額 200 円 (税込 210 円)</p>
備考	<p>(1) この機能に係わる通話については、発信者回線からこの機能を利用している契約者回線への通話とこの機能を利用している契約者回線から転送先の回線等への通話の2つの通話として取り扱います。</p> <p>(2) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。</p> <p>(3) この機能に係わる転送先の契約者から、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われないうちにしたい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止して頂くことがあります。</p> <p>(4) この機能を利用する場合、転送元の電話番号が転送先に通知される場合があります。</p> <p>(5) 当社は、利用の一時中断の契約者回線については、この機能を提供しません。</p> <p>(6) この機能の提供を受けている契約者回線は、ツーンバーライン機能およびグループトーン機能の提供を受けることはできません。</p> <p>(7) トリオコール機能の提供を受けている契約者回線は、应答後に他の契約者回線等に転送することはできません。</p>	
<p>リレーフォンセレクト機能</p> <p>その契約者回線に着信する通話のうち、契約者が指定した電話番号等(当社が別に定めるもの)に限り、から着信する通話のみを転送または着信する機能</p>	<p>1 契約者回線ごとに</p>	<p>月額 200 円 (税込 210 円)</p>
備考	<p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) リレーフォン機能を利用している契約者回線に限り提供します。</p> <p>(3) この機能において指定する電話番号等は、あらかじめ登録していただきます。 この場合、登録できる電話番号等の数は、1の契約者回線につき10以内とします。</p> <p>(4) この機能の提供を受けている契約者回線は、ツーンバーライン機能およびグループトーン機能の提供を受けることはできません。</p>	

迷惑番号ブロック機能	迷惑電話を防止したい旨の申し出があった契約者のために、電話サービス取扱局内に設置される交換設備を利用して、その契約者回線（加入電話の契約者回線に限ります。）の契約者が指定した加入電話の電話番号等を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う機能	1 契約者回線ごとに	月額 200 円（税込 210 円）
	備考	<p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) 登録可能番号数は50以内とします。また、登録可能番号数を超過して登録しようとするときは、登録されている番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>(3) 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>(4) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工地上、その他やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>(5) 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	
番号ゲットミー機能	この機能を利用する契約者回線へ最後に発信した契約者回線等から通知される発信電話番号等を電話サービス取扱局内の交換設備において登録し、その契約者回線からダイヤル操作により、音声で確認することができる機能	1 契約者回線ごとに	月額 200 円（税込 210 円）
	備考	<p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) 取扱局内の交換設備において登録できる発信電話番号等の数は、1の契約者回線につき5以内とし、5を超える場合は、登録されている番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>(3) 契約者は、当社が別に定める方法により、取扱局内の交換設備に登録されている発信電話番号等の契約者回線等へ自動的に発信することができます。</p> <p>(4) 当社は、現に登録中の番号を音声で確認すること及び登録されている発信電話番号等へ発信することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(5) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工地上やむを得ないときは、現に登録中の発信電話番号等を消去することがあります。</p>	
クイックダイヤル機能	その契約者回線に接続する端末設備から、契約者回線等の電話番号等を記号を含め3桁に短縮した数字(以下この表において「短縮数字」といいます。)によるダイヤル発信をすることができる機能	1 契約者回線ごとに	無料
	備考	<p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) その契約者回線に接続される端末設備が押しボタンダイヤル機能を有するものに提供します。</p> <p>(3) 短縮数字の組合せ数は、1の契約者回線につき50までとします。</p>	

トリ オ コ ー ル 機 能	通話中に、電話機フックボタン等の操作を行うことにより、通話中以外の回線に接続して同時に3者間で通話ができるようにする機能	1 契約者回線ごとに	月額 200 円 (税込 210 円)
	備考	契約者回線に提供します	
ツ ー ナ ン バ ー ラ イ ン 機 能	契約者には公表される電話番号の他に、その契約者回線に当社が副電話番号(その電話契約者回線の契約者が必要な着信通話を受けたい特定のものに対して通知する番号をいいます。)を付与し、その契約者の選択により、本来付与されている電話番号への着信は不在案内により応答する機能	1 契約者回線ごとに	月額 200 円 (税込 210 円)
	備考	(1) 当社は、1 の電話番号につき 1 の副電話番号を付与します。 (2) 副電話番号に関するその他の取り扱いは、電話の電話番号に準ずるものとします。 (3) 当社は、この機能において不在案内により応答することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (4) この機能の提供を受けている契約書回線は、リレーフォン機能、リレーフォンセレクト機能の提供を受けることはできません。	
番 号 お 知 ら せ リ ク エ ス ト 機 能	その契約者回線に、発信電話番号などが通知されない通話が着信した場合に、発信電話番号などを通知してのかけ直しを依頼する旨の案内を自動的に行う機能	1 契約者回線ごとに	月額 200 円 (税込 210 円)
	備考	(1) 契約者回線に提供します。 (2) 番号ディスプレイ機能を利用している契約者回線に限り提供します。 (3) 当社は、発信電話番号などを通知してのかけ直しを依頼する旨を案内する通話について、着信した時刻から一定 時間経過後、その通話を打ち切ります。 (4) 当社は、発信電話番号などを通知してのかけ直しを依頼する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (5) この機能の提供を受けている契約者回線は、代表機能の提供を受けることはできません。	
キ ャ ッ チ コ ー ル デ ィ ス プ レ ィ 機 能	その契約者回線へ通知される発信電話番号などを通話中に受信することができる機能	1 契約者回線ごとに	月額 200 円 (税込 210 円)
	備考	(1) 契約者回線に提供します。 (2) 番号ディスプレイ機能およびキャッチコール機能を利用している契約者回線に限り提供します。	

グループトーン機能	その契約者回線の契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限り、）から着信したことを識別するための信号を送出する機能	1 契約者回線ごとに	月額 200 円（税込 210 円）
	備考	<p>(1) 契約者回線に提供します。</p> <p>(2) この機能において指定する電話番号等は、あらかじめ登録していただきます。 この場合、登録できる電話番号等の数は、1 の契約者回線につき 10 以内とします。</p> <p>(3) この機能の提供を受けている契約者回線は、リレーフォン機能およびリレーフォンセレクト機能の提供を受けることはできません。</p>	
着信短縮ダイヤル機能	あらかじめ指定された契約者回線（当社が提供する契約者回線、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約者回線および専用回線等接続サービスに係る接続点を含みます。以下「指定契約者回線等」といいます。）に着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号（本機能の契約者からの請求により当社が付与する、電話番号以外の番号）により行うことができるようにする機能をいいます。	タイプ A （1 の着信短縮ダイヤル番号について、1 の指定契約者回線等が指定されたもの）	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに 月額 50,000 円 （税込 52,500 円）
		タイプ B （1 の着信短縮ダイヤル番号について、複数の指定契約者回線等が指定されたもの）	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに 月額 100,000 円 （税込 105,000 円）
備考	<p>(1) 着信短縮ダイヤルによる通信は、当社の契約者回線から行うものに限り、ます。</p> <p>(2) 指定できる指定契約者番号は、当社が別に定めるものに限り、ます。</p> <p>(3) 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め 5 桁の数字からなるものとします。</p> <p>(4) 本機能に係る料金は、当社が請求するものとし、本機能を利用する契約者が支払うものとします。この場合の料金に関するその他の取り扱いについては、当社が別に定めるところにより、ます。</p> <p>(5) 当社の契約者回線からの通話料金は、着信短縮ダイヤル番号を使用せず指定契約者回線等へ通話した場合に準じて算定します。</p> <p>(6) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところにより、ます。</p> <p>(7) 当社は、協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限り、ます。）の利用契約を締結している者から本機能の利用の申込みがあったときにも、本機能を提供します。この場合における提供条件については、この料金表に定めるところによるほか、利用の申込みの承諾、その他の提供条件については、本機能の利用の申込者を、本機能の利用を請求する本サービス契約者とみなしてこの約款を適用します。</p> <p>(8) 当社は、特定事業者に着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた者が、その通信の発信を許容する区域として当社の業務区域を指定したときは、当社とも本機能に係る契約を締結したものとみなします。</p> <p>(9) 前項に定める場合の付加機能使用料については、承諾を行った特定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取り扱いについては、承諾を行った特定事業者の契約約款などに定めるところにより、ます。</p> <p>(10) 着信短縮ダイヤル番号は、ユニバーサルサービス料の対象とし、ません。</p>		

2 付加機能使用料の減額

キャッチコール機能、番号ディスプレイ機能、リレーフォン機能、リレーフォンセレクト機能、迷惑番号ブロック機能、番号ゲットミー機能、トリオコール機能、ツーンナンバーライン機能、番号お知らせリクエスト機能、キャッチコールディスプレイ機能、グループトーン機能の内、契約者回線ごとに 2 以上の付加機能を利用している場合には、2 サービス目以降の付加機能の料金額を半額とします。ただし、オプションバックを利用している場合には減額適用しません。

3 付加機能群による提供

区分	単位	料金額
オプションパック	1 契約者回線ごとに	月額 400 円 (税込 420 円)
備考	(1) 契約者回線に提供します。 (2) 契約者が申し出を行い、当社が承諾した場合に提供します。 (3) オプションパックで取り扱う機能の内容は、1 付加機能の種類等で規定する各機能の提供条件に従います。 (4) 当社は、オプションパックで取り扱う機能を変更することがあります。この場合は、変更後の機能で提供します。 (5) オプションパックで取り扱う機能は、個別の機能ごとに廃止はできません。 (6) 契約者の使用機器、利用環境、利用方法によっては、一部の機能の停止、及び機能の制約を受ける場合があります。	

第 8 電話帳への掲載取り扱い手数料

区分	掲載取り扱い手数料の額
50 音別電話帳	発行のつど 1 掲載ごとに実費 (数百円程度)
職業別電話帳	契約者回線の利用種別が事務用の場合に限りませんので当社では取り扱っておりません

第 9 料金明細内訳書の発行手数料

区分	単位	発行手数料の額
料金明細内訳書	1 番号毎 1 発行あたり	100 円 (税込 105 円)

また、料金明細内訳書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料等、実費が必要になる場合があります。

第 10 地位の承継処理に伴う手数料

区分	単位	発行手数料の額
地位の承継処理手数料	1 の手続ごとに	別に算定する実費相当額

第 11 番号ポータビリティに関する手数料

区分	手数料の額
(1) 申込処理手数料	1 電話番号ごとに 1,000 円 (税込 1,050 円)
(2) 解約処理手数料	1 電話番号ごとに 1,000 円 (税込 1,050 円)

第 12 延滞処理に伴う手数料

区分	手数料の額
延滞手数料	600 円 (税込 630 円)

第 13 機器損害金

1 適用

機器損害金の適用については、第 17 条 (当社が行うケーブルフォン契約の解除) 第 3 項に定めるところによります。また、機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します。

2 損害金の額

区分	単位	料金額
当社が宅内に設置した当社機器	1 台ごとに	10,000 円

第14 ユニバーサルサービスに関する料金

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用	ユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する電話サービス又は付加機能について、それぞれ同表の右欄に規定する電話番号1番号ごとに適用します。	
	区分	電話番号
	電話サービス	電話番号
	ツーンンバーライン機能	副電話番号

2 料金額

1 電話番号ごとに月額

区分	料金額
ユニバーサルサービス料	8円（税込8円）

ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって半年に1回料金が見直しされますので、その内容によって料金変更になることがあります。

別記

1 電話サービス提供区域

業務区域
福井市（旧美山町及びその他一部地域を除く）、あわら市、坂井市、池田町

ただし、上記表内であっても、電話サービスの提供ができない場合があります。

2 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに電話サービス取扱所に届け出ていただきます。

3 契約者の地位の承継

相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後相続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに電話サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。

これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの1人を代表者として扱います。

4 第1項及び第2項の届出により契約者の地位の承継をした相続人又は法人は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

4 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

2 契約者は、契約者回線のある終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 契約者からの電気の提供

当社が契約に基づいて設置する契約者回線等に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

6 相互接続通話の料金の取り扱い

相互接続通話の料金は、その通話と他社相互接続通話を合わせて定めるものとし、次の各号の規定によりその料金を請求する、当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(1) 当社の契約者回線から相互接続通話を行った場合（第5号に該当する場合を除きます。）相互接続通話にかかる料金については当社が請求するものとし、料金に関するその他の取り扱いについては、当社の契約約款及び料金表の定めるところによります。

(2) 当社が別に定める特定協定事業者（以下「特定協定事業者」といいます。）が設置する電気通信回線からおこなう他社相互接続通話に伴って相互接続を行った場合（第5号に該当する場合を除きます。）相互接続通話にかかる料金については、特定協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取り扱いについては、この約款の規定にかかわらず、特定協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによります。

(3) 当社の契約者回線から特定協定事業者の地域指定着信課金通話契約者に相互接続通話を行なった場合相互接続通話にかかる料金については特定協定事業者がその地域指定着信課金通話契約者に請求するものとし、料金に関するその他の取り扱いについては、この約款の規定にかかわらず、特定協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによります。

(4) 端末系事業者等（端末系伝送路設備（事業法施行規則第3条第1項に規定するものをいいます。以下同じとします。）を自ら設置して国内固定電気通信役務を提供する協定事業者であって、特定協定事業者及び次号に規定する中継事業者以外のものをいいます。以下同じとします。）が設置する電気通信回線から行う他社相互接続通話に伴って相互接続をおこなった場合（第5号に該当する場合を除きます。）相互接続通話にかかる料金については、その通話にかかる端末系事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取り扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その端末系事業者の契約約款及び料金表の定めるところによります。

(5) 中継事業者（電気通信番号規則（平成9年郵政省令82号）第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者を言います。以下同じとします。）にかかる他社相互接続通話に伴って相互接続をおこなった場合（第6号に該当する場合を除きます。）相互接続通話にかかる料金については、その通話にかかる中継事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取り扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その中継事業者の契約約款及び料金表の定めるところによります。

(6) PHS電話事業者（電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者を言います。以下同じとします。）が設置する電気通信回線からおこなう他社相互接続通話にともなって相互接続通話を行った場合、相互接続通話にかかる料金については、その通話にかかるPHS電話事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取り扱いについては、この約款の規定にかかわらず、そのPHS電話事業者の契約約款及び料金表の定めるところによります。

(7) 携帯・自動車電話事業者（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者を言います。以下同じとします。）にかかる他社相互接続通話に伴って相互接続をおこなった場合

ア 携帯・自動車電話事業者が設置する電気通信回線からおこなう他社相互接続通話に伴って相互接続通話をおこなった場合相互接続通話にかかる料金については、その通話にかかる携帯・自動車電話事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取り扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その携帯・自動車電話事業者の契約約款及び料金表の定めるところによります。

イ 当社の契約者回線から携帯・自動車電話事業者にかかる他社相互接続通話に伴って別に定める相互接続通話をおこなった場合、相互接続通話にかかる料金については、当社が請求するものとし、その通話をおこなった契約者回線の契約者が支払っていただくものとします。この場合その通話にかかる料金は、この約款の規定にかかわらず、携帯・自動車電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。料金に関するその他の取り扱いについては、この約款によるものとします。

2 当社は、次の各号に該当する場合、その譲渡を承諾します。

(1) 前項第6号の場合において、相互接続通話にかかるPHS事業者が、その契約約款及び料金表の定めるところに従って、その通話にかかる債権を他のPHS事業者に譲渡するとき。

(2) 前項第7号の場合において、相互接続通話にかかる携帯・自動車電話事業者が、その契約約款及び料金表の定めるところに従って、その通話にかかる債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するとき。

7 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

8 自営端末設備の接続

契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続しようとする時は、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、つぎの場合を除きその請求を承諾します。

(1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾にあたっては、つぎの場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査をおこないます。

(1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

(2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 前項の検査をおこなう場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。

5 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続にかかる工事をおこなわせ、又は実地に監督させる必要があります。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

6 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、前各項の規定に準じて取り扱います。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査をおこなう場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査をおこなった結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線からと取りはずしていただきます。

10 自営電気通信設備の接続

契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、つぎの場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(2) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。

3 当社は、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査をおこないます。

4 前項の検査をおこなう場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。

5 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担当者規則第4条で定める種類の工事担当者資格者証の交付を受けている者に、自営電気通信設備の接続にかかる工事をおこなわせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

6 契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、前各項の規定に準じて取り扱います。

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

当社は、契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、自営端末設備に異常がある場合等の検査の規定に準じて取り扱います。

12 番号ポータビリティ

契約者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を特定協定事業者および協定事業者（特定協定事業者が付与した電話番号を現に使用している者に限ります。）から変更し、あらかじめ、当社に番号ポータビリティの申込をした場合において、特定協定事業者から契約者に付与された電話番号（一般加入電話・ISDN番号に限ります。）を変更することなく、当社のサービスの提供を受けることができるようにします。

ただし、当社、特定協定事業者ならびに特定事業者の業務の遂行上支障があるときはこの限りではありません。

2 契約者は前項の申込、解約、その他の変更の申し込みがあり、当社がその承諾をしたときは、当社が別に定めるところにより、料金表に規定する手数料の支払いを要します。

13 料金明細内訳書の発行

当社は、通話の料金明細内訳を記録している電話について、契約者が請求し当社の承諾を受けたときは、当社の所定の様式による通話料金明細内訳書を発行します。

2 契約者は前項の場合には、当社が別に定めるところにより、料金表に規定する手数料の支払いを要します。

14 天気予報サービス及び時報サービス

当社は、次により天気予報サービス及び時報サービスを提供します。

区別	内容	電話番号
1 天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177
2 時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

2 天気予報サービス及び時報サービスは、1の通話について、天気予報又は時報を聞くことができる状態にした時刻から、一定時間をもって、その通話を打ち切ることがあります。

15 領収書の発行

当社は、契約者等から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その電話サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増料金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）に係わる領収書を発行します。

1 6 電話帳

契約者については、特定協定事業者（西日本電信電話株式会社をいいます。）が発行又は提供する50音別電話帳（ハローページ）、職業別電話帳（タウンページ）、電話番号案内（104）及びエンジェルラインについて普通掲載として契約者又は契約者の指定する者の氏名、名称又は称号のうちの一つ、契約者回線の終端のある場所その他特定協定事業者の約款の規定に従った事項を掲載するものとします。

2 当社は、次の場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。

(1) 料金表に規定する代表機能の提供を受けている場合であって、その電話番号が代表電話番号以外のものであるとき。

(2) 第12条（請求による電話番号の変更）の規定に基づき、迷惑電話を防止するために電話番号を変更した場合であって、その電話番号を変更した日から起算して1年を経過していないものであるとき。

(3) 利用の一時中断中のものであるとき。

(4) 契約者から電話帳に掲載しないよう請求があったとき。

3 当社は電話番号が電話帳に掲載されている契約者について、その電話番号が掲載される地域の特定協定事業者電話帳を発行の都度実費で配布します。

1 7 特定協定事業者

東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

1 8 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約 (ただし、インマルサットの国内電話利用に関する部分を含む) データ送受信サービス契約 第5種 データ送受信契約

1 9 料金表、第2 通話に関する料金、2 料金額、2-1 一般通話に係るもので定める特定事業者

株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム関東、株式会社ジェイコム湘南、株式会社ジェイコムさいたま、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ケーブルネット神戸芦屋、株式会社ジェイコム北九州、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム福岡、吹田ケーブルテレビジョン株式会社、豊中・池田ケーブルネット株式会社、高槻ケーブルネットワーク株式会社、東大阪ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム東上、株式会社シティケーブルネット、江戸川ケーブルテレビ株式会社、株式会社シティテレコムかながわ、株式会社横浜テレビ局、宮城ネットワーク株式会社
--

2 0 料金表、第2 通話に関する料金、2 料金額、

2-3 携帯・自動車電話事業者との相互接続通話に係る携帯・自動車電話事業者

区別	携帯・自動車電話事業者名
グループ1	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道
グループ2	KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
グループ3	イー・モバイル株式会社

2 1 料金表、第2通話に関する料金、2 料金額、

2-4 IP(050)電話事業者との相互接続通話に係るIP(050)電話事業者

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ぷららネットワークス、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー、中部テレコミュニケーション株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、株式会社STNet、九州通信ネットワーク株式会社、株式会社ケイ・オブティコム、株式会社UCOM、ZIP Telecom株式会社
--

2.2 合意管轄

契約者及び当社は、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、福井地方裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

2.3 準拠法

この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

2.4 言語

この約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

2.5 料金の支払方法

契約者は、料金について、支払い期日の到来する順序に従ってお支払いいただきます。

2 契約者は、当社所定の申込書に記入の上、原則、当社の指定する銀行等金融機関の口座振替による手段を用いて、お支払いいただきます。

3 一部クレジットカードによるお支払いの場合、料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落されることとなります。又この場合、当社が有する契約者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、契約者は同意したものとみなします。

4 第2項及び第3項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は、指定する金融機関等、又は当社の電話サービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。

5 契約者は、契約の申込を行う場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もって、直接お支払いいただくか、他の料金回収代行手段を通じて、当社にお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還致しません。

6 料金の過払いが生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当します。

2.6 契約者に関する情報

契約者の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、職業、勤務先、生年月日等個人の属性及び個人又は団体の特性に関する事項

2 契約の申込日、サービスの提供を開始又は解除した日（一時停止及び再開をした日を含みます。）、その他当社に請求した日に関する事項

3 契約内容に関する事項

4 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実及びその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人及び口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項

附則

（実施期日）この約款は、平成19年9月21日に実施します。

附則

（実施期日）この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

附則

（実施期日）この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

附則

（実施期日）この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

附則

（実施期日）この改正規定は、平成20年9月10日から実施します。

附則

（実施期日）この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

附則

（実施期日）この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。